

平成28年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業
特別会計予算

議案第5号

平成28年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

平成28年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,036,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年2月19日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
20 財産収入		536,100
	05 財産運用収入	536,100
25 繰入金		228,000
	10 繰入金	228,000
30 繰越金		10
	10 繰越金	10
35 諸収入		43,490
	15 雑入	43,490
40 市債		228,400
	10 市債	228,400
合 計		1,036,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10 再開発事業費		257,800
	15 事業費	257,800
15 公債費		773,200
	10 公債費	773,200
20 予備費		5,000
	10 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,036,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	228,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。